

日本バプテスト連盟
ホームレス支援委員会

ニュースレター No.2

『自立支援法』施行されて！

前号でも紹介された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(略称；自立支援法)が、2002年8月7日に公布・施行された。この背景には、急増を続けるホームレスへの社会的関心が高まり、国としてもホームレスの存在を無視できなくなったことがある。それは言葉を変えれば、今までは全くの無策であったということでもあり、少々遅きに失する感がないでもないが、とにかくにも、こうした法律ができたことを評価しつつ、法律の紹介と、その後の行政サイドの動きをここで紹介したいと思う。

☆どういう法律なの？

「自立支援法」は全14条でなっている。紙面に限りがあるため、その中から主だった条文を紹介したいと思う。

第1条(目的)：自立の意志がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状をかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、

ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

第2条(定義)：この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

第3条(目標)：自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

第7条(国民の協力)：国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援などに努めるものとする。

第10条(財政上の措置等)：国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第11条(公共施設の適正利用の確保)：都市公園、その他公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保

するために必要な措置をとるものとする。

第12条(民間団体の能力の活用)： 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との密接な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

第13条(国と地方公共団体の連携)： 国と地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第14条(ホームレスの実態に関する全国調査)： 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

条文に示されることを簡単に要約すれば、国が、地方公共団体の協力でホームレスの全国的な実態調査を行ない、厚生労働省と国土交通省が中心となって、ホームレスの自立支援に関する「基本方針」と「実施計画」を考え、必要に応じ都道府県や市区町村でも実施計画を考え、ホームレスの自立を図っていくこということであり、これに自立支援のための実績のある民間団体、さらには地域社会の理解と協力を求めているものと言えよう。

☆しかし、施行以後も…

この「自立支援法」が施行されてから、では実際に、この法律がどのように進め

られているのだろうか。国の動きは結構早く、昨年の9月には、基本的な方針を打ち出し、さらに第14条で言われる『全国調査』を今年の2月に実施されることになっている。しかし、この動きに対して、危惧もなくはない。

一つには、厚生労働省や国土交通省から打ち出された基本方針は、あまりにも大都市中心であり、また路上生活からの脱却を本当に可能とするとは考えられず、一時凌ぎの感が否めない。というのも、打ち出された方針の目玉は、自立支援センターやシェルター（緊急一時宿泊所）であるが、既に前号で指摘されている通り、これら施設での入所期間は極めて短く限られているのである。入所期間中に、職業訓練を受けて仕事を探すことになるのだが、この不景気の中で、早々に仕事が見つかるとは思えない。実際、既にある大阪や東京の自立支援センターからの就業率は極めて低く、再び路上へ戻る者も多い。そして、これに加え、これらは大都市圏のホームレスが多いとされる地域での建設を謳っており、地方都市での支援策は、現在のところ何もない。一人でもホームレスがいれば、支援策が必要だと考えられるのだが…。

このことは、2月に実施される『全国調査』においても、見ることができる。全国調査は、文字通り全国で行なわれるが、内容は、ホームレス数の把握と、ホームレスへのアンケート調査を行ない、生活実態などの把握となっている。しかし、この調査においても、実際に調査員が動員されるのは、2001年度に地方自治体が発表したホームレス数が百名以上のところに限られる。実際に、地方自治体の公表しているホームレス数は、実

数にほど遠いことは各支援団体が指摘するところでもある。ちなみに、千葉県では調査員が動員される地域は、千葉市・船橋市・市川市の三市だけである（実際には、百名以上の地域はもっとある）。これに加え、実数確認は、ホームレスへの接触をもってなされるのではなく、目視で構わないということにもなっているから、いよいよ、実数把握は期待できない。先日、市川市のお隣の船橋市の中には、「ホームレスのもとに行くことすら恐い。アンケートをどう取ったらよいのか」との相談が市川市に寄せられたことも聞いている。いずれにしても、この調査においても地方のホームレス数が少ない地域が切り捨てられており、今後の施策においても、同様の危惧が予想される。

また、幾つかある問題点で、特に私たちが注意しておかなければならないのは、第1条にある『自立の意志がありながらホームレスになることを余儀なくされた』という文言である。『自立』とは何かということはもちろんだが、『自立の意志があるかどうか』を誰が、どう判断するのだろうか。そうでなくとも、ホームレスになった当初は、自立の意志があっても、何ら支援を受けたこともなく、励ます者も全くいない中で、『自立の意志』を持ち続けることはむづかしい。市川でも、長年の支援活動の中で、最初の出会いではまだ勤労意欲を持ちながらも、長引くホームレス生活の中で、それも失われ、段々と酒びたりになるホームレスもいる。だからと言って、こうしたホームレスが支援対象から除外されていいはずがない。

そして、前号でも特に指摘されていることとして、第11条が公園などの公共施設の『適正化条項』として用いられるのではないかということがある。実際、昨年8月の自立支援法の公布・施行まもない、同じ8月に、市川市では、JR高架下からのホームレス強制排除が行なわれようとした。市川では、市川ガンバの会とホームレスが連携、さらに日本のみならず世界からの支援団体からの抗議が加わり、強制排除を阻止することができた（それにしてもインターネットは凄い）。しかし、その後も同じようなニュースが大阪などからも流れてきたが、ニュースとして流れてくるのは、支援団体が存在し、排除阻止の運動があるからであって、支援団体が存在しない地方都市では、例えば、市川の隣接都市の船橋市や東京江戸川区では、こうした排除は今も、行なわれているのが実情であることを忘れてはならないだろう。強制排除を行なっても、ただ生活場所が代わるだけで、何の問題解決にもならないことはいうまでもなく、法律に照らしても、第11条は『支援策との連携』が前提であり、ホームレスの人権を無視するような動きには注意しなければならないだろう。

様々な動きがある一方、とにもかくにも『法律』が施行され、国も動き出した。この『自立支援法』に則り、支援策が有効に実行されるよう、大阪や東京、名古屋、横浜の大都市圏の支援団体に、地方都市の支援団体も加わり、厚生労働省・国土交通省との折衝が続けられている（ちなみにパプテスト関連では北九州の奥田氏と市川の副田が参加）。また、2月の『全国調査』を経て、今年の6月頃

には、国がもっと具体的な支援策を提示し、これに基づいて、地方公共団体も動き出すと聞いている（動くことを願っている）。これからは、第12条などで『民間団体の能力活用』が言われているように、地方都市でもその存在が問われていくことになるかと想像される。人的にも、そして、ホームレスの現場を実際に知る支援団体が、現場からどのような提言ができるのか、私たちバプテスト教会関連で、支援活動を行う諸団体も例外ではない。行政にはできない民間団体の特質を失うことなく、ホームレスの自立、そして、様々な囚われからの解放を願っての活動のために、お祈りいただければと思う。（副田一朗：日本バプテスト連盟 ホームレス支援委員会委員長）

一緒に考えていきましょう

今、ホームレスになる人々がどんどん増えています。寒さと飢えと孤独の中に閉じ込められ、希望や平安、愛、そして生命さえも失う人々が日々、増え続けています。

教会の周りに、そんな人々がおられます。私たちの暮らしのすぐ隣に、そんな人々がおられます。私たちは彼らにどう関わっていったらいいのでしょうか。主は私たちに何を命じられるのでしょうか。

連盟のホームレス支援特別委員会は各地の教会の兄弟姉妹の皆さんがこの事を考え、支援に取り組むお手伝いをする委員会です。

ぜひ、ニュースレターをお読みください。シンポジウムにご参加ください。それぞれの教会や地域での様々な現状や取り組みに関する情報や報告、その中で感じたことや思い、悩みなどもお寄せください。一緒に考えてまいりましょう！

支援活動地区の紹介

連盟関係でホームレス支援活動を行っている地区は、全国に12地区で、そこに継続的に関わっている教会は32教会（個人の関わりを含む）に及びます（委員会調べ）。その中から今回は藤沢地区と京都地区の活動を紹介します。

【藤沢地区】

1. はじまり

「藤沢火曜パトロールの会」の活動は1995年10月、横浜駅の野宿生活者の訪問活動に参加していた藤沢在住の一青年の、「地元藤沢でも見かける野宿生活者の存在が気になる、藤沢でも訪問活動を！」という思いがきっかけとなり、横浜寿町の寿支援者交流会のメンバー1名が加わり2名で始まった。8年目を迎えた現在は、市内のキリスト教会の有志（カトリック、日本基督教団、バプテスト）や市民、寿支援者交流会、NPO「きずな」（ホームレスの自立支援施設）より10名前後で活動が行われている。

2. 藤沢バプテスト教会の取り組み

藤沢バプテスト教会としては、市内キリスト教連絡会を通して「藤沢火曜パトロールの会」の存在を知り、1999年12月より牧師が個人的に参加するようになったのが始まり。現在も教会の取り組みというより、むしろ個人的な取り組みの性格が強いが、衣料品、毛布など物資面での支援の輪は広がりつつある。またホームレスに対する追い出し・襲撃事件が偏見・差別によって引き起こされていることを知るため、

2000年より教会学校小学科、中高科の有志とパトロールに参加するプログラムを不定期に行っている(夏・冬休み)。さらに教会がひとりのホームレスの人に、アパートに入居するまでの間、教会を生活の場として提供するという事実をきっかけに、教会内でホームレス支援に対する理解が、少しずつではあるが広まっている。

3. 「藤沢火曜パトロールの会」の活動

◇訪問活動：

毎月第1・3火曜日 午後9:30～11:30
JR藤沢駅、市民会館周辺の30～50名の野宿生活者の安否確認。パン・衣料品・毛布・カイロ・薬などを配布

◇炊き出しと座談会：

毎月第2火曜日 午後7時～9時
藤沢カトリック教会を会場に雑炊・カレー・シチュー・豚汁などの温かい食べ物の炊き出しと、衣料品を配布。その後「野宿の仲間の座談会」と称して、参加者全員で意見交換をする。時に市の生活福祉課の職員を交えることもあり、野宿生活者の苦しい思いを直接行政に訴える場ともなる。

◇藤沢市との話し合い：

年に2～3回、市役所で生活福祉課を中心に、道路・教育・公園などの部署と、食事・仕事・ロッカー・医療・追い出し・襲撃・市民の理解を深める取り組みなど、様々な課題について要望書を提出し市の対応を求めている。

4. 現状と課題

藤沢市における野宿生活者は増加しており、現在パトロールをしていない地区(江ノ島・辻堂・大庭・湘南台など)を含めると150名は下らないと言われている。常

に寝食に困っている人たちに、月3～4回の関わり、それ以外の日常的な関わりだけでは、一時しのぎ的なものにしかならない現実や、藤沢市との話し合いからも、行政責任での解決も難しい現実と直面し、活動の限界を感じることも多々ある。

5. 活動の広がり

そのような中で、自立支援施設運営の話しが持ち上がり、運営主体としての法人格が必要となり、「藤沢火曜パトロールの会」が主体となって、2002年9月にNPO法人「湘南ライフサポート・きずな」を設立することになった。現在、様々な事情で社会的、経済的、人間的きずなを失って生活に困窮している人たちの生活の改善と、自立を支援することでその人たちの失われたきずなを少しでも回復出来るように願い、活動をしている。

6. 藤沢バプテスト教会としての課題

ホームレス支援への理解、支援の輪が広がることを願って、今後も活動を続けていきたい。(小川宏嗣：藤沢教会)

♪ ホームレス支援委員会
2003年度 活動予定 ♪

- * 6月 オ一回委員会 (北九州)
- * 8月 ニュースター-3号発行
- * 秋頃 シンポジウム
オ二回委員会
- * 2月 オ三回委員会
ニュースター-4号発行



【京都地区】

1. 経緯

◇隣人はホームレス

京都教会は鴨川にかかる荒神橋の西詰に建っています。そして荒神橋には 8 名のホームレスが生活しています。単純に隣人とのかかわりをもつところから、彼らの困窮を共有することとなりました。

◇有志による食事会

1999年6月より、土曜日の教会清掃に集まる信徒有志が、お昼ご飯を多めに用意し、ホームレスの方々と共に食べることを始めました。そこで交わりは深まり、より彼らの状況を知るにつれ、活動が広がって行きました。

◇ホームレス支援委員会発足

2001年4月より、教会総会の決議によりホームレス支援委員会が発足しました。

◇京都寄り添いねっと発足

市民のボランティアが増えたので、2002年4月より、ホームレス支援委員会は市民運動団体となりました。

2. 京都の現状

◇ホームレスの人数

京都市地域福祉科の発表では492名ですが、実際は800名前後です。

◇年齢層

京都市では、65才以上の方は生活保護により100%アパートに入る事が出来るので、ホームレス生活をされる方は20代～50代です。

3. 活動内容

◇はずせないふたつの事柄

京都寄り添いねっとは、ホームレスの方々も活動に参加して頂き、共にいのちの

ために活動します。また活動で出会う方とじっくり関係づくりをすることを第一としています。

◇炊き出し

毎月第一月曜日の昼に教会集会室にて炊き出しをします。平均20名のボランティアにより120名前後の方にカレーやけんちん汁などを提供できています。

◇物資配布

炊き出しのときに、衣料、薬品などの配布をしています。今年はみなさんのカンパにより、大きな物資倉庫を購入できました。感謝。

◇パトロール

毎月第四土曜日の昼にパトロールをしています。目的はひとりひとりの困窮を聞くことです。そのためにおにぎり味噌汁を提供しつつ、かなり長めの交わりを持ちます。

◇カウンセリング

心を病まれる方がとても多く、鬱からアルコール依存症へ発展するケースが目立っています。現在までに、6名がカウンセリングを通し回復、自立され、アパートで生活しています。カウンセリングはひとりあたり平均30時間ほど要しています。

4. 今後の活動の方向性

◇仕事創出

なんらかのNPO法人の立ち上げて仕事を創出することですが大きな目標です。

◇入院から自立へ

少しでも身体に不調を覚える方には積極的に入院して頂き、そこでケースワーカーを通して生活保護によるアパート生活を獲得したいと願います。現在4名が入院から自立しました。

5. 課題

◇活動体間の連帯

京都には大小9つ（確認できるもののみ）の活動体がありますが、その活動体の連絡会を始めたいと願っています。

◇京都キリスト教界への啓発

京都キリスト教協議会による市民クリスマスの献金をすべてカンパしていただくなど、寄り添いねっとの働きは多くのキリスト者の祈りに支えられています。さらに呼びかけていきたいと願っています。

◇ボランティアの学び

「人間」「いのち」「交わり」「奉仕」などの中心的なテーマを見つめなおす学びの時を持ちたいと思います。また「聞く力」を養うための訓練プログラムを持ちたいと願っています。



【証し】

成田錦治

（市川八幡キリスト教会）

私は市川ガンバの会の路上パトロールをはじめて、二年と三ヶ月になります。私は耳の不自由とめまいの病気で障害者の認定を受けています。そのため、ガンバの会の奉仕ができるか不安でした。しかし、どうしてもガンバの会の奉仕をしなくてはならない訳がありました。それは二年と五ヶ月ほど前、私は路上生活者でした。自分は間違っても路上生活するとは思いませんでした。若い時から、裏の人生を歩き、あぶく銭を集めるのは得意でしたから…。しかし、なるべくしてなったのが路上生活者でした。

タバコ一箱、五人いれば四本ずつ分け合

って吸うと本で読んだことがありましたが、現実にはあまりにも違っていました。自分の命を一日もたせるのが出来るか出来ないか、そんな生活でした。コンビニの残飯を取れる人は生きることができます。でも、それは路上生活を長くやっている人に限られます。初めてのひとはできないのです。私も三日間、水だけで生きたこともあります。その後、古本が売れる話を聞いていたので、あてもなく歩いていたら、道路の横に四冊のマンガ本があったので、それを初めて拾い売りに行きました。新しい本なので、一冊150円で600円になったのです。そのお金で、袋に入った食パンを四つ買いました。一つポケットに入れ、袋を破り、食べながら歩きました。何もつけない食パンですが、この世の中で、こんなにおいしい食べ物があったのかと思うほど、おいしかった。その時、頬をつたって涙が流れ、止めることができませんでした。このように食べ物がある時が、生きている喜びなのです。私はお金を得る方法を知りませんでしたので、食べない日が多かったと思います。後に古本を売ることを覚え、朝五時頃から集め、一日300～800円ほどのお金を得ることができました。でも、ない時は三日間ほど、何も無いのです。生きることは路上生活者にとっては、本当に辛いことなのです。

明るい所で、寝ることは道路から見えるので、真っ暗な所で寝るのです。道路の向こうにアパートの明かりが灯る頃、寒い日は、一日でもいい、温かいミソ汁とあの明かりの下で眠りたい、そんなことを考え眠りにつきます。明日は寒いから、朝生きているかな、そんなことを考えながら、このような生き方をしていると、ほとんどの人がもうこの辺で人生を終わろうと一度は必

ず、考えます。しかし、長い月日がたつと、その日その日の惰性で生きています。働く意欲も罪悪感も長い月日の中で、失われていくのが現状です。自分も市川八幡のダイエースーパーの前の川で考えたことがあります。川はあまりにも汚く、死んでまでこのような汚い所ではと…、思いとどまりました。人間関係も醜いドロドロとしたものでした。これは一人一人が生きていくため、仕方のないことです。

このような生き方をしていた時、耳が不自由になり歩くことすら出来ない状態になりました。自分の人生も終わったと思いました。でも心の底には生きたいと思う心もありました。翼をもつかむ思いで、ガンバの会副田牧師を教会に訪ねました。そして、ガンバの皆さんの助けにより、入院して退院、今のアパートで生活できるようになりました。今病院に通院していますが、入院していた時、牧師先生、そして事務局の中島さんに何もかもお世話になりました。その時、この感謝の心は生き続ける限り、忘れてはならないと心に刻みました。

そのような気持ちから教会に生きました。本当は、牧師先生や皆さんに会いたい、そんな気持ちだったと思います。教会に行くうちに、先生や皆さんに感謝することは、主に感謝しなくてはならない、そう思うようになったのです。牧師先生の宣教のみ言葉で涙し、祈りで涙します。ずいぶん泣きました。昔の汚い裏の生き方をし、罪の多さに今、涙しているかのようでした。そして、2001年の4月のイースターの日にはバプテスマを受け、主の教会につながっています。今、市川八幡教会には、私のあと、四人の元路上生活者が来ております。感謝の心から自発的に来ます。主日礼拝、祈禱会、そしてガンバの会の奉仕、教会に

つながっている私たちが、率先してガンバの会の奉仕を進め、自分たちの生き方を正し、生活を考え、生きることを話し合います。ガンバの奉仕に元路上生活者が今は十数名来ています。すごく嬉しいです。

私は今、衣類の係りをさせていただいています。パトロールに出る前、ミーティングがあります。よく奥様たちからホームレスの人から生きるたくましさを教えられると聞きます。しかし私の心は叫びたくなるのです。路上生活者の心の奥を見せたいと…。闇の中で、もがき苦しんでいる姿を、人の目を避け公園のベンチで下を向いて座っている姿を、人と会うことを避けながら生きている姿を…。ガンバの人たちが来る日は、人として初めて語り合う時なのです。そして、明るく振舞うのです。皆さんが帰った後、誰も話をするともなく、寒々とした静けさが待っているのです。この苦しみから一人でも多くの路上生活者が主につながって生きる喜びを知ってほしい、このような思いから主に祈ります。

今までしたことがない、このような証しに、自分ではできない不安がありました。しかし、牧師先生より言われた何もかも主にゆだねよ、この言葉をかみしめ、今この証しをさせていただいています。あと何年の人生かわからないけれど、み言葉と祈りの中で、キリスト者の生きる道があると信じ、今新しい心と生活する喜びの中、自分にできることを求め、皆さまと共に、一日も長いガンバの奉仕ができるよう、今日の時を天の父なる神に祈り感謝します。

